

特別抗告理由書

令和 7 年 6 月 26 日

最高裁判所 御中

抗告人ら手続代理人弁護士 竹 下 博 將

外 27 名

特別抗告の理由は、以下のとおりである。なお、略語は原決定の例による。

第 1 特別抗告の理由の概要

原決定は、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条 1 号が適用されると解しているが、このような解釈は、婚姻成立後に「夫婦が称する氏」を定めることができない日本人夫婦について、その婚姻の登録・公証を不可能とする点において、婚姻の保護を要請する憲法 24 条に反する。

第 2 原決定の判断

原決定は、戸籍法 74 条 1 号が報告的婚姻届に適用されたとした上で、「夫婦が称する氏」の記載がない本件届出は受理要件を欠き不適法であるから受理できないとし、「このことは、憲法 24 条 1 項（中略）の要請を考慮しても

左右されない。」と判示している。

なお、原決定は、戸籍法 74 条 1 号が報告的婚姻届に適用される理由について、「適用されないと解する根拠はなく」としか述べていない。

第3 戸籍法 74 条の意義

- 1 戸籍法 74 条は、「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」と定めているが、これは、「婚姻は、戸籍法…の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と定める民法 739 条 1 項を受けたものであって、婚姻関係を創設する場合の形式的成立要件である婚姻の届出の記載内容を定めるものである。
- 2 これに対し、抗告人らのように、通則法 24 条 2 項に基づき婚姻挙行地の法に基づく婚姻の方式を履践（婚姻の形式的成立要件を充足）して有効に婚姻を成立させた日本人夫婦については、いまだ婚姻の成立していない「婚姻をしようとする者」に当たらないことが明白であるから、文理解釈上、婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条が適用されると解することができないこともまた明白である。

第4 憲法 24 条と婚姻の登録・公証制度

- 1 (1) 「婚姻及び家族に関する事項は、関連する法制度においてその具体的内容が定められていくものであることから、当該法制度の制度設計が重要な意味を持つものであるところ、憲法 24 条 2 項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条 1 項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものといえる。そして、憲法 24 条が、本質的に様々な要素を検討して行われるべき立法作用に対してあえて立法上の要請、指針を明示している

ことからすると、その要請、指針は、単に、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではないのであって、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不适当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるものといえる。他方で、（中略）憲法 24 条の要請、指針に応えて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定が（中略）国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものであることからすれば、婚姻及び家族に関する法制度を定め法律の規定が（中略）憲法 24 条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である」（御庁大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決・民集第 69 卷 8 号 2586 頁所収）と解されている。

(2) もっとも、本件においては、文理解釈上は適用されないことが明らかである日本人夫婦による報告的婚姻届についても戸籍法 74 条 1 号が適用されるとの法解釈の適否が問われているのであるから、国会による立法の場面とは異なり、前記(1)の引用のとおり、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不适当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮」した解釈でなければならないことは当然である。

2　繰り返しになるが、婚姻については、憲法 24 条 1 項の趣旨に照らしてその自由が尊重され（御庁大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決・民集 69 卷 8 号 2427 頁所収）、これに保護を与えること（その制度を構築すること）が憲法上要請されている（同条 2 項）。法律上の婚姻制度の本質は、「国家の担わされた役割は、ただ合意を証明し、かつ登録することにつきる」（新版注釈民法（21）158 頁（青山道夫、有地亨））と評され、あるいは、「婚姻が成立したら直ちに公簿に登録して、必要に応じてこれを婚姻の証明として利用できるようになっていなければならない」（同 182 頁（上野雅和））と指摘されているとおりであって、憲法 24 条は、婚姻について登録・公証する制度の構築を要請しているのである。この点は、原決定においても、考慮されるべき「憲法 24 条 1 項（中略）の要請」であることを認めている。

このように、憲法 24 条 1 項は、婚姻の登録・公証のための制度の構築を要請しているのであるから、この点についても、同条 2 項は、法の解釈・適用に当たり、十分に配慮するよう求めていることとなる。

第 5 憲法 24 条と戸籍法 74 条

1　婚姻が有効に成立している日本人夫婦による報告的婚姻届についての戸籍法 74 条の適用の可否を検討するに当たっては、憲法 24 条の要請の下、婚姻が成立した旨を自身の戸籍に記載して公証することを可能ならしめるべく、憲法 24 条に適合的な解釈がされなければならない。

戸籍法 74 条 1 号は、「夫婦が称する氏」を届出に記載することを求めていところ、抗告人らのように互いの意思を尊重して「夫婦が称する氏」についての協議が調わない日本人夫婦だけでなく、婚姻成立後の事故や病気等のために協議が調うことがおよそ期待できない場合は少なくなく、「夫婦が称する氏」を届出に記載できないために婚姻の登録・公証が不可能となる事態が容易に想定されるのであるから、婚姻が有効に成立している日本人夫婦に

よる報告的婚姻届についても戸籍法 74 条 1 号が適用されると解することは、憲法 24 条に反することとなる。

2 また、原決定は、婚姻の効力にとどまる民法 750 条に基づく夫婦同氏強制を最優先し、抗告人らの婚姻の登録を否定しているが、夫婦同氏は、それを強制する法律が日本以外の国には存在せず、婚姻の本質から導かれるものでも婚姻制度に必須のものでもないことが明らかにされているのであって、戸籍法 74 条 1 号についての原決定の解釈は、民法 750 条を重視しすぎるあまり、婚姻の本質から導かれるものとして重要な重婚の禁止（民法 732 条、刑法 184 条）の防止機能を蔑ろにするものであって、この点からも憲法 24 条に反するものというべきである。

3 他方、原決定は、「抗告人主張に係る扱いをすれば、行政上の扱いにより夫婦別氏の婚姻を事実上認めることにもなりかねない」とも述べるが、婚姻成立後に抗告人らのように「夫婦が称する氏」についての協議が整わないケースについて、原決定も認定したとおり、通則法の下、夫婦別氏の婚姻は事実上ではなく法律上認められていて、事故や病気等のために「夫婦が称する氏」についての協議不能なケースであっても法定相続その他の民法上の婚姻の効果が発生することも認められ、憲法 24 条の要請に従い夫婦別氏のまでの婚姻が尊重されてきたのであるから、戸籍法 74 条 1 号を文理解釈に反してまで適用して本件婚姻届を受理できないとする原決定の解釈は、論理的にも矛盾しているというべきである。

そもそも、戸籍制度の本質的かつ重要な機能は、「日本人の身分関係を正確に登録して公証すること」にあり（甲 10-1 頁）、この点は、法務省が従前より認めてきたところである。「戸籍は（中略）日本国民の親族的身分関係を登録、公証する唯一の公簿でありまして、我が国の戸籍制度は真正な身分変動の登録、公証を行うという本質的かつ重要な機能を有していると認識しております。」（2025 年 6 月 6 日衆議院法務委員会における法務省民事局長竹内

務答弁等) と述べてきたとおりであるから、戸籍法の本質、目的、機能からしても、有効に成立した婚姻は、身分登録簿である戸籍に登録・公証されなければならぬのであって、戸籍法 74 条 1 項を抗告人らの婚姻に適用し本件婚姻届を受理すべきでないとする解釈は、その必要性に加えて相当性の点についても慎重な検討がされなければならないが、原決定は、憲法 24 条に適合的な解釈をすべきであるとの抗告人らの主張について具体的に何らの考慮・検討もせず、憲法に基づく法令の解釈適用の統一という裁判所の基本的な役割をも放棄している上、何らの説明も加えようとしない点において法解釈と呼ぶのも憚られるのであって、その判断手法・態様は杜撰極まりない。

附属書類

1 特別抗告理由書副本

6 通

以上